

令和3年司法試験合格体験記

2020年度修了（未修コース）朴 リュウザブロー

15期の未修のパークリュウザブローと申します。条文学習についてしゃべります。

司法試験受験生にとって最も大切なツールは「条文」です。試験現場では知らない論点に必ず直面しますが、参照できるのは六法のみです。「どこかに条文があるやろ」と思って発掘に時間を費やし、見つからなかったらもう最悪です。僕は今年の民法でこれに陥ってオワコンになりました。日頃の学習において条文学習を意識し、現場で素早く確実に条文を見つけることがとても重要です。

皆さんはそれぞれ自分に合った参考書や択一の問題集を使っていると思いますが、これらの記載や解説を読むときに当該記載が「条文ではどのように書かれているか」を逐一確認するようにしましょう。択一の場合は「条文」がそのまま「正解」になっているケースが多いですし、「条文」には直接的に記載されていない知識でも「解釈」によって導き出されるものは多いです。よく言われる「論証」というのも条文解釈がほとんどであり、暗記が必須なのは、この「条文に書かれていない知識」のことです。

刑事訴訟法212条という条文があります。この条文を見ると「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人とする。」とあります。ここに書かれているのは「現行犯人」の定義についてのみです。ここで、同法213条を見ると「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。」とあります。そうすると、（準）現行犯逮捕が問われている事案では、「現行犯人」については無令状で逮捕が可能である（213条）ところ、甲は「現に罪を行い、又は罪を行い終わった者」（212条1項）にあたるか」という形で条文に引き付けた問題提起を行うことができます。

213条は条文の「原理原則」であり、この原理原則の指摘があるから212条の解釈をすることに説得力が出ますよね。条文学習を胸に頑張ってください。松江の地より皆様を応援しています。